

上場株式譲渡・配当所得の住民税の課税方式

平成29年度税制改正大綱において、「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができる」ことが明示され、納税者にとって有利な申告方法を選択することができるようになりました。

例 例として、特定口座（源泉徴収される）で取引した上場株式について、下記のような申告方法の選択ができます。

譲渡所得・・・所得税では分離課税、住民税では申告不要
 配当所得・・・所得税では総合課税、住民税では申告不要

〈申告方法による税率の違い〉

特定口座（源泉徴収される）で取引した上場株式について、申告方法により、下表のような税率になります。

区分	課税方式	所得税	住民税
譲渡所得	分離	15.315%	5%
株式の配当金	分離	15.315%	5%
	総合	累進課税	10%

〈上場株式等の配当所得等において選択できる課税方式〉

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式	異なる課税方式の選択
譲渡所得	源泉徴収有の 特定口座	・申告不要制度 ・分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・分離課税 から納税者が選択	○
	上記以外	分離課税	分離課税	—
配当所得	原則	・申告不要制度 ・分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	○
	大口株主 (3%以上所有)	総合課税	総合課税	—
利子所得		・申告不要制度 ・分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・分離課税 から納税者が選択	○